

令和5年12月21日開会

第760回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 目 次 >

< 事務局からの報告事項 >

報告第1号 市指定天然記念物銀杏木の大イチョウの現状変更（剪定）許可申請に対する許可について（生涯学習課）

< その他 >

市指定天然記念物銀杏木の大イチョウの現状変更（剪定）許可申請に対する許可について

川内地区に所在する市指定天然記念物銀杏木の大イチョウについて、管理者の銀杏木地区会長より現状変更（剪定）許可申請書が提出された。本件は、当該文化財周囲の安全上の観点から緊急案件と捉え、むつ市文化財保護審議会への諮問を経ずに承認した。

1. 変更内容

イチョウに隣接する車道上に伸び、下方に垂れ下がっている枝3本の剪定

2. 承認理由

①大型車両がイチョウに隣接する道路を通行する際に、枝が車体に接触した旨の報告があり、通行者や車両等にとって危険な状態であるため。また、今後の積雪期には、雪の重みでさらに枝が下がり、除雪車にも接触することが想定されるため。

②車両に接触した場合、剪定する場合よりも大きい範囲で枝が折損する恐れがあり、当該文化財の保護の観点からも剪定は有効であるため。

3. 承認に至る経緯

上記①の理由から早急に対応すべき緊急案件と判断し、むつ市文化財保護審議会会長及び副会長（令和5年11月現在）に報告したところ、申請内容について承認すべきこと、また、審議会に諮る必要がないことについて内諾をいただいたことから、承認したものである。

報告第2号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和5年12月21日

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙 一

提案理由

第758回教育委員会会議において臨時代理に係る報告を行った、市内小中学校冷房設備整備事業の実施設計業務委託に係る補正予算について、令和5年12月18日に行われた当該業務委託に係る入札が不落に終わったことを受け、委託期間の見直しを行い再度入札を執行するために、むつ市議会第258回定例会に当該予算の繰越に係る追加提案をする必要があったことから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第8号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和5年12月18日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

市内小中学校冷房設備設置事業の実施設計業務委託について

1 概要

第758回教育委員会会議において臨時代理に係る報告を行った、市内小中学校冷房設備整備事業の実施設計業務委託に係る補正予算について、令和5年12月18日に行われた当該業務委託に係る入札が、全国的な建設工事に伴う設計業務需要の高まりにより必要人員が確保できず、年度末までの完了が見込めないことを理由として不落に終わった。これを受け、委託期間を延長して再度入札を執行するために、むつ市議会第258回定例会に当該予算の繰越に係る追加提案を行った。

2 事業スケジュール

令和5年10月	本契約に係る議会提案
令和5年12月 8日	実施設計業務委託入札執行（不落）
令和5年12月18日	実施設計業務委託入札執行（再、不落）
令和5年12月21日	明許繰越に係る補正予算の追加提案及び議決
令和6年 1月上旬	実施設計業務委託入札執行予定
令和6年 6月	実施設計業務委託完了

3 予算案

歳出繰越額 合計：20,000千円

内訳

委託料	実施設計業務委託料	20,000千円
-----	-----------	----------

歳入繰越額 合計：20,000千円

起債	学校教育施設等整備事業債	15,000千円
----	--------------	----------

一般財源		5,000千円
------	--	---------

4 補足

設計業務の完了が後ろ倒しとなることで令和7年夏前までの冷房整備の完成に遅れが生じないように、改修工期が1年超と見込まれる学校に係る設計を優先して行い、当該校の設計が完了し次第、先行して改修工事を発注する予定である。